

## 青森地方裁判所委員会（第34回）議事概要

- 1 日時 令和3年2月4日（木）午後1時30分
- 2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（敬称略）
  - (1) 委員（50音順，敬称略）

石井俊和，小山田文泰，工藤洋平，源新明，佐藤健一，志村敬，鈴木義和，  
花田真一，森清，山鹿高紀
  - (2) 説明者  
高橋信宏地裁事務局長，内空閑英敏民事首席書記官，小田桐康仁民事訟廷  
管理官，大川尚子家裁総務課長
- 4 議事
  - (1) 開会
  - (2) 石井地裁所長挨拶
  - (3) 退任委員の紹介（敬称略）

武井紀子
  - (4) 新委員の紹介（敬称略）

花田真一
  - (5) 協議テーマ  
民事裁判手続のIT化について
  - (6) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）
    - ア 今回のテーマに先立ち，前回委員会のテーマである新型コロナウイルス感染症への対応について，その後の裁判所の取組を紹介した。
    - 会場に荷物の置き場所がないことの御指摘と，コロナウイルス感染症対策として，床に荷物を置かないよう，荷物の置き場所として椅子をもう一つ置くなどの対策について御提案をいただいたが，青森地家裁管内全庁の

全ての部課室に対し、来庁者用の荷物の置き場所を確保するために、座る椅子の他に荷物を置くための椅子を用意することや、部屋にテーブルを置くなどの対応をするよう指示をし、現在、実施している。また、裁判所職員を対象とした研修などにおいても、同様の対応をしている。

イ 意見交換に先立ち、民事裁判手続のIT化の現状についての説明を行い、ウェブ会議の実演を見ていただいた。

◎ 民事裁判手続のIT化の現状及びウェブ会議全般において意見・質問等はあるか。

○ ウェブ会議による争点整理の際に、参加する人は法律等で制限されているのか。参加する弁護士の外に、カメラの後ろに関係者以外の人がいってもわからないのではないかと感じた。

□ 弁論準備手続は基本的に非公開であり、原則、当事者と代理人が参加できる。例外として、裁判所の許可を得れば関係者等が同席することが出来る。裁判所では、手続に入る前に必ず参加者を確認している。

○ ウェブ会議の実演において預金通帳のコピーが示されていたが、通帳原本の確認は必要ないのか。

□ 個々の事件について裁判官が個別に判断することとなるが、原本の確認が必要な場合は裁判所に原本を持ってきてもらうこととなる。

○ 青森地裁では昨年12月からウェブ会議の運用を開始し、意思疎通がしやすくなったということであるが、課題等見えてきたものはあるか。

□ 電話会議で行っていたものを順次ウェブ会議に切り替えているが、電話より利便性は高いと感じている。ただ、通信状況が安定しないときはトラブルのリスクがあると感じており、接続がうまくいかずに急遽電話会議に切り替えたこともあった。この原因については、通信環境やパソコンとの相性によるものと考えられるが、利用が活発になるにつれて解消するものと思われ、大きな課題であるとは感じていない。

- 対面式かウェブ形式か，将来的には選択制となるのか。
- 対面式も選択的に残ると思われ，全てがウェブに切り替わるということではない。
- 代理人が付かない当事者訴訟の場合，本人確認はどう行うのか。
- 現状では代理人が選任されている事件でのみウェブ会議を運用しており，本人訴訟においてウェブ会議をすることは今のところない。
- 自身で遠隔授業でT e a m s を利用した際，マイクロソフト社がT e a m s の機能を増やしたり，アップデート等したときにエラーが出やすいと感じた。将来，全国で大々的に行うこととなった場合，裁判所独自のシステムを構築することはあるか。
- 今のところT e a m s を利用していく予定となっており，オリジナルのシステムを作るという話には接していない。
- ◎ 委員が所属されている各職場での，コロナ禍でのテレワークなどといった点も含めて，I T化の実情や，I T化を進めたことによって良かったという点又は問題点等があれば伺いたい。
- ウェブ授業での良い点としては，天候に左右されないことから学生の参加率が上がったことが挙げられる。裁判手続で利用した場合も，交通や天候の影響を受けるリスクを下げられると思う。

一方，利用する学生の通信環境が弱かったり，また，映像を流すことにより通信料が増えることから，学生アパート等設備が整っていない中で複数人が同時に接続する場合など，音声途切れがちとなることがあった。利用者のインフラ整備が必要と感じた。裁判手続でのウェブ利用も，インフラが弱い遠距離の方が利便性が高まると感じる。
- 所属する団体では，理事会の会議をウェブ上で行っている。自宅や事務所とつなぐため，急に子供たちが入ってきて混乱することもあった。理事会であれば差し支える内容は少ないが，業務や相談会，研修会で利用する

場合は、知らない間に第三者が在室することで、利用者等の秘密の漏えいが危惧されており、セキュリティの強化が今後の課題である。

- 所属する団体では東北六県での会議や県との打合せでウェブ利用しているが、特段の不具合等はないと聞いている。

裁判手続でのウェブ利用について、ウェブ会議の利用は代理人が付いた事件のみということだが、IT弱者へのサポート等検討されていることはあるか。また、ITを利用することで裁判が効率的に進むことになると思うが、審理期間の短縮等、効率化で想定されているものはあるか。

- IT弱者へのサポートについては、現時点で確固たる方針が決まっているわけではないが、まさに今後検討を要する課題であると認識している。

審理期間の短縮等効率化については、IT利用はツールとしての利便性は高まるが、それですぐに審理が早まるものでもない。IT化により節目を迎えていることもあり、プラクティスを見直し、全庁を挙げてツールの利用や訴訟手続について検討し、適正迅速な裁判を目指して努力している。

- 所属する団体の会議等でT e a m s を利用しているが、印象としては話が短く、終わるのが早い。電話会議でもそうであったがウェブ会議では一層流れてしまうようで、事前の準備が必要と感じた。

利便性が高いのは疑いないが、利便性が上がり期日調整が短期間で可能になったとしても、期日までに書面が準備できない等、当事者・代理人が付いていけるか不安がある。

(7) 次回開催期日及びテーマ

令和3年7月5日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは、追ってお知らせする。

(8) 閉会